

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>平成24年 6月 28日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p>提出者</p> <p>住 所 愛知県高浜市論地町四丁目7番地2</p> <p>氏 名 新東株式会社</p> <p>代表取締役社長 石川 達也</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号 0566-53-2631</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	新東株式会社 明石工場
事業場の所在地	愛知県碧南市明石町2番1
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21:窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額: 116,548万円
③従業員数	45人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ガラス・陶磁器くず→再生処理業者に委託して破碎後、瓦の原料として再資源化 がれき類→中間処理業者に委託して選別後、再生砕石として再資源化 混合物→中間処理業者に委託して選別後、建築材料として再資源化 廃プラスチック類→中間処理業者に委託して選別・圧縮後、埋立処分 木くず→中間処理業者に委託して選別・破碎後、燃料として再資源化 廃油→中間処理業者に委託して油水分離後、燃料として再資源化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
<p>(管理体制図)</p> <p>新東マネジメントシステム管理責任者(統括責任者)、新東マネジメントシステム副管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>— 本社事務所(廃棄物管理責任者:総務課長)</li><li>— テクノセンター(廃棄物管理責任者:テクノセンター長)</li><li>— 本社工場(廃棄物管理責任者:本社工場長) — 第一生産課(廃棄物処理担当:第一生産課長) (廃棄物処理担当:本社工場次長) — 第二生産課(廃棄物処理担当:第二生産課長)</li><li>— 宮ノ浦工場(廃棄物管理責任者:宮ノ浦工場長) — 生産課(廃棄物処理担当:生産課長)</li><li>— 港南工場(廃棄物管理責任者:港南工場長) — 第一生産課(廃棄物処理担当:第一生産課長代理) (廃棄物処理担当:港南工場次長) — 第二生産課(廃棄物処理担当:第二生産課長)</li><li>— 二池工場(廃棄物管理責任者:二池工場長) — 生産課(廃棄物処理担当:生産課長代理)</li><li>— 明石工場(廃棄物管理責任者:明石工場長) — 生産課(廃棄物処理担当:生産課長)</li><li>— 東京支店(廃棄物管理責任者:東京支店長)</li><li>— 土浦センター(廃棄物管理責任者:生産部次長)</li></ul> <p>ISO事務局(記録確認:ISO事務局長)</p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(平成23年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	—
	排出量	別紙1のとおり	—
	(これまでに実施した取組) ・焼成前での不良発見(焼成前ならば粘土へ戻せるため)。 ・有価物として処理できるものは、分別促進をする。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	—
	排出量	別紙1のとおり	—
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、有価物として処理できるものは、分別促進をする。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合物について分別促進をしている。 ・パレット廃材の木くずは、パレット補修材料として有効活用する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり	—
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり	—
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙3のとおり	—
(これまでに実施した取組) ・実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙3のとおり	—
(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙4のとおり	—
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙4のとおり	—
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙5のとおり	—
	全処理委託量	別紙5のとおり	—
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙5のとおり	—
	再生利用業者への処理委託量	別紙5のとおり	—
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙5のとおり	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙5のとおり	—
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を行う。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙5のとおり	—
	全処理委託量	別紙5のとおり	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙5のとおり	—
	再生利用業者への 処理委託量	別紙5のとおり	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙5のとおり	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙5のとおり	—
	(今後実施する予定の取組) ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。







